

新・団体医療保険

団体割引
20%

(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険契約等セット団体総合保険)

病気やケガの治療にかかる費用負担を補償します。

新特約

法的トラブルに関する
弁護士費用総合補償特約が新しくできました!!

組合員の皆さまの5つのメリット!

① 基本プランで手軽にしっかり補償!

病気・ケガの際の入院、手術を補償。33歳の方で月々660円からご加入できます。

- 話題の先進医療も補償
- 地震、噴火またはこれらによる津波によるケガも補償

② 充実プランもご用意!

基本プランをさらに充実。通院も補償。33歳の方で月々1,190円からご加入できます。

- 疾病葬祭費用補償特約セット
- 疾病高度障害保険金支払特約セット

③ 家族(※)のみでご加入できます!

(※) 配偶者、子供、両親、兄弟姉妹

- 加入時年齢0歳～満69歳 たとえば0歳のお子さま単独でもご加入できます。
- ご加入後は満79歳まで継続可能

④ 他のグループ保険に加入することなく単独で加入できます!

⑤ 三大疾病診断保険金支払特約、個人賠償責任補償特約(※) さらに2023年度は新しく **弁護士費用総合補償特約** をオプションで補償!

NEW

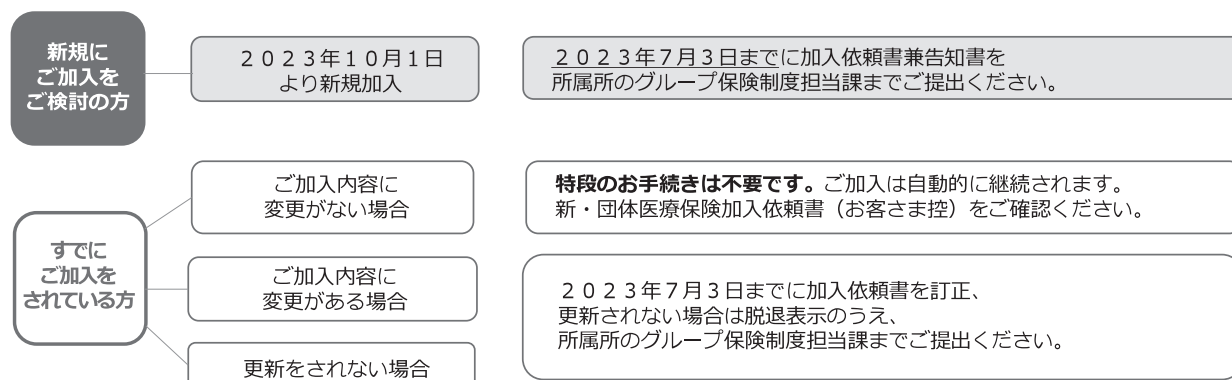
(※) 「個人賠償責任補償特約」は、自転車事故による賠償責任も補償の対象です。

お申込みについて

- 加入者 京都市町村職員共済組合の組合員（短期組合員の方については、適用対象外となります。）
- 被保険者 組合員またはご家族（配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹）の方を被保険者としてご加入いただけます。
※新規加入の場合、2023年10月1日時点で満69歳（継続加入の場合は満79歳）までの方が対象となります。ただし、弁護士費用補償の「離婚調停に関する紛争」「遺産分割調停に関する紛争」「借地または借家に関する紛争」を含めるタイプ（L型）に加入される場合は未成年者を除きます。
- 保険期間 ■ 2023年10月1日午後4時から1年間となります。
■ 申込締切日 2023年7月3日
- 保険料支払 2023年10月分給与から控除



お手続き方法



告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前にこのパンフレットP.15～17「特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

補償の概要	
保険金の種類	保険金お支払概要
基本補償	病気・ケガによる入院 ○【病気・ケガ】日帰り入院から1日につき入院保険金日額をお支払い ○【病気】1回の入院で180日までお支払い ○【ケガ】1事故で180日までお支払い ○【病気】ご継続の保険期間を通じて1,000日まで補償
	病気・ケガによる通院 ○【病気】継続して4日を超えた入院の退院後の通院で30日までお支払い ○【ケガ】1日の通院からでもお支払い（90日限度）
	病気・ケガによる手術 ○【病気・ケガ】手術を受けたとき（一部の軽微な手術は対象外） ○【病気・ケガ】＜重大手術＞入院保険金日額の40倍 ＜重大手術以外の場合＞入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍
	先進医療 ○病気またはケガにより、日本国内で先進医療等（先進医療や臓器移植術）を受けた場合に負担した費用等を補償 ○入院せず、外来で先進医療等を受けた場合もお支払対象
	疾病葬祭費用 ○病気により死亡された場合に、親族が負担する葬祭費用を100万円を限度にお支払い
	疾病高度障害 ○疾病を被りかつ所定の高度障害状態となり、回復の見込みがないことが明らかである場合において、その所定の高度障害状態となった日からその日を含めて30日を経過しかつ被保険者が生存しているとき、疾病高度障害保険金をお支払い
オプション	三大疾病診断 ○【がんの場合】初めてがんが診断確定された場合のほか、「がん完治後、再発、転移した場合」や「がんが新たに生じた場合」にも保険金をお支払い ○【急性心筋こうそく、脳卒中の場合】急性心筋こうそくまたは脳卒中を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始した場合に保険金をお支払い ※保険金のお支払事由の発生から1年以内に同一のお支払事由に該当した場合は保険金をお支払いしません。
	個人賠償責任 ○日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払い
	弁護士費用 被保険者が以下の5つの法的トラブルについて、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合に負担する費用（弁護士費用、法律相談・書類作成費用）に対して保険金が支払われます。 ①人格権侵害 ②被害事故 ③借地・借家 ④遺産分割調停 ⑤離婚調停

医療費負担にそなえ、安心を提供します。

新・団体医療保険の補償内容

1 日本国内外のケガ・病気による入院・通院・手術を補償！（通院補償は充実プランのみ）

2 日帰り入院から補償

※日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

3 先進医療（先進医療技術料＋交通費等）も500万円まで補償！

（注意）「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html>

4 地震、噴火またはこれらによる津波によるケガに対しても補償します！

5 三大疾病診断補償、個人賠償責任補償、弁護士費用補償もオプションで補償！

※加入依頼書および告知書の内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

選べる3つのオプションをご用意！

三大疾病診断補償

「がん」「急性心筋こうそく」「脳卒中」と診断された場合等に一時金をお支払いします。三大疾病は、入院や治療が長期に及ぶことが多く、医療費も高額になりがちです。

個人賠償責任補償

自転車などで他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等により、法律上の損害賠償責任を負った場合に1億円を限度にお支払いします。1世帯の1人が加入すれば、ご家族全員が補償されます。

新特約

弁護士費用補償

日常生活における法的トラブルを解決するための弁護士費用を補償する特約です。被害事故、人格権侵害、借地または借家、遺産分割調停、離婚調停に関するトラブルを対象として、弁護士費用、法律相談・書類作成費用を補償します。また、保険金のお支払いの対象となる場合で、身近に相談できる弁護士がいないときは、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまへ弁護士を紹介します（無料）。

「弁護士費用総合補償特約」についての補償内容の詳細はP.5以降をご確認ください。

補償内容

どのプランを選べばいいかわからない…

4つのコースをピックアップしました。

		基本プラン		充実プラン	
		シングルの方 におすすめ	共働きの方 におすすめ	お子さまに おすすめ	既婚の方に おすすめ
病気・ケガ 入院	病気・ケガで入院されたとき 日帰り入院（※1） から補償	J 2型 1日につき 5,000円	J 4型 1日につき 10,000円	J 6型 1日につき 5,000円	J 8型 1日につき 10,000円
手術	手術を受けられたとき 何度でも補償（※2）	1回につき 入院保険金日額の <重大手術> 40倍 <重大手術以外> 入院中…20倍 外来…5倍	1回につき 入院保険金日額の <重大手術> 40倍 <重大手術以外> 入院中…20倍 外来…5倍	1回につき 入院保険金日額の <重大手術> 40倍 <重大手術以外> 入院中…20倍 外来…5倍	1回につき 入院保険金日額の <重大手術> 40倍 <重大手術以外> 入院中…20倍 外来…5倍
先進医療	日本国内で先進医療等を受けられたとき	500万円	500万円	500万円	500万円
病気・ケガ 通院	病気で継続して4日を超えた入院の退院後の通院ケガのときは1日の通院でもお支払い			+	+
葬祭費用	病気により死亡された場合に、親族が負担する葬祭費用を100万円を限度にお支払い			3,000円	5,000円
疾病高度 障害	病気により所定の高度障害状態となったとき、100万円を限度にお支払い			100万円	100万円
				100万円	100万円

※1 日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

※2 疾病手術保険金は、手術の種類によって回数に制限があります。傷害手術保険金は1回の事故については1回かぎりとなります。

シングルライフの方の保険選び

自分の身体は自分で守るのが社会人の責任です。もし入院することになったら、自分で入院費用や生活費をまかなう必要がありますので、医療保険で万一にそなえることをおすすめします。

モデル保険料 22歳
J 2型加入の場合
月々 **770円**

共働きの方の保険選び

お互いの収入はありますが、最低限、ご夫婦2人の医療保険を確保されることをおすすめします。特に女性は、女性特有の疾病にかかる可能性があります。

モデル保険料 30歳
J 4型加入の場合
月々 **2,040円**

お子さまの保険選び

0歳から加入できます！

幼いうちは、病気やケガが多いため、通院の補償があると安心です。保険料が安いので補償は手厚くすることをおすすめします。

モデル保険料 1歳
J 6型加入の場合
月々 **1,500円**

ファミリーライフの方の保険選び

家庭を守るためにも、できるだけ早いうちに医療補償の準備が必要です。家族の生活は、独身時代にはなかった出費もでてきます。何かあっても現在の生活ができるよう、補償は手厚くすることをおすすめします。

モデル保険料 40歳
J 8型加入の場合
月々 **3,650円**

つぎのページに、すべてのプランと保険料を掲載しています！ →

3 ※保険金のお支払方法などの重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

補償内容と保険料

保険期間 1年 団体割引 20%

型名称	基本補償 (病気・ケガ)								オプション		
	基本プラン				充実プラン				三大疾病診断特約	個人賠償責任補償特約	弁護士費用総合補償特約
型名称	J1型	J2型	J3型	J4型	J5型	J6型	J7型	J8型	S型	Z型	L型
補償内容	病気・ケガによる入院 (先進医療特約 500万円、天災危険補償特約付)				病気・ケガによる入院・通院 (病気通院の場合は、継続して4日を超える入院の退院後が対象) (先進医療特約 500万円、天災危険補償特約付)				100万円	支払限度額 1億円	新特約 弁護士費用 (自己負担割合10%) 通算 300万円 限度 法律相談・書類作成費用 (自己負担額1,000円) 通算 10万円 限度
入院保険金	3,000円/日	5,000円/日	7,000円/日	10,000円/日	3,000円/日	5,000円/日	7,000円/日	10,000円/日			
手術保険金	<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 / 外来の手術：入院保険金日額の5倍 (手術保険金倍率変更特約・重大手術保険金倍率変更特約セット)										
通院保険金	-	-	-	-	2,000円/日	3,000円/日	4,000円/日	5,000円/日			
疾病葬祭費用	支払限度額 100万円										
疾病高度障害	100万円										
ご加入者の満年齢	月払保険料								追加月払保険料		
0~24歳	490円	770円	1,040円	1,450円	990円	1,500円	2,000円	2,650円	30円	140円	690円
25~29歳	580円	920円	1,270円	1,760円	1,090円	1,660円	2,250円	2,970円	90円		
30~34歳	660円	1,060円	1,460円	2,040円	1,190円	1,830円	2,460円	3,270円	170円		
35~39歳	700円	1,110円	1,530円	2,140円	1,280円	1,930円	2,590円	3,440円	300円		
40~44歳	730円	1,170円	1,610円	2,260円	1,380円	2,060円	2,750円	3,650円	520円		
45~49歳	850円	1,380円	1,900円	2,670円	1,600円	2,380円	3,150円	4,170円	830円		
50~54歳	1,040円	1,690円	2,340円	3,290円	1,950円	2,860円	3,770円	4,980円	1,240円		
55~59歳	1,410円	2,290円	3,180円	4,510円	2,620円	3,800円	4,980円	6,600円	1,870円		
60~64歳	1,830円	3,010円	4,190円	5,940円	3,440円	4,940円	6,440円	8,510円	2,720円		
65~69歳	2,590円	4,280円	5,950円	8,470円	4,900円	6,950円	8,980円	11,860円	3,720円		
70~74歳	3,760円	6,230円	8,690円	12,380円	7,110円	9,980円	12,840円	16,930円	5,340円		
75~79歳	4,970円	8,240円	11,510円	16,410円	10,100円	13,840円	17,580円	22,950円	6,950円		

合計保険料の計算方法

基本補償の保険料に、選択したオプションの保険料を加算します。
対象となる方の年齢区分の保険料を記載してください。

選べる3つのオプションでさらに充実!

J1~J8型のいずれか
ひとつをお選びください。

基本補償	+	三大疾病診断 (S)	+	個人賠償責任 (Z)	+	弁護士費用補償 (L)	=	月払合計保険料
円		円		円		円		円

- ※ 1 保険料は、保険始期日 (中途加入日) 時点の満年齢によります。
- ※ 2 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢 (中途加入の場合は、中途加入日時点) とします。
- ※ 3 ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- ※ 4 新規加入の場合、満69歳 (継続加入の場合は満79歳) までの方が対象となります。
- ※ 5 本保険では全プランに手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約をセットしています。
- ※ 6 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 7 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。ただし、個人賠償責任補償特約保険料、疾病葬祭費用補償特約保険料、弁護士費用総合補償特約保険料を除きます。
(令和5年1月現在)

“弁護士費用総合補償特約”がえる5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。
トラブルの当事者



被保険者ご本人 お子さま

次の①～③の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま^(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

トラブルの当事者



被保険者ご本人

次の④～⑤の法的トラブルについては、被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。

① 人格権侵害^(※2) ● 子どものいじめにあり、登校拒否の状態になった。
● 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
● ソーシャルネットワークサービス(SNS)上でいじめられたり誹謗中傷にあり、精神的苦痛を受けた。
● 電車で痴漢被害を受けた。



④ 遺産分割調停 ● 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
● 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



② 被害事故 ● 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
● インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



⑤ 離婚調停^(※3) ● 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
● 子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。

③ 借地・借家 ● 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
● アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
● 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



以下のようなトラブルは ● 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル ● 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
保険金のお支払いの ● 医療ミスによる被害事故に関するトラブル ● 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に
対象になりません。 ● 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル など

(※1) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。
(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。
(※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

2つの保険金で気になる費用をしっかりとサポートします。

国内補償^(※)

② 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■ 保険金額 (保険期間1年間につき)

通算 **300万円** 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士等への委任にかかった費用 × (100% - 自己負担割合 **10%**)

① 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■ 保険金額 (保険期間1年間につき)

通算 **10万円** 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談・書類作成にかかった費用 - 自己負担額 (免責金額) **1,000円**

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払い事例(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

弁護士等への委任にかかった費用 **40万円**
着手金 15万円、報酬金 25万円

弁護士費用保険金のお支払い額
 $40万円 \times (100\% - 10\% (\text{自己負担割合})) = \mathbf{36万円}$

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額
 $1万円 - 1,000円 (\text{自己負担額}) = \mathbf{9,000円}$

合計 **36万9,000円**をお支払い



相談できる弁護士が身近にいらなくても安心!
「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

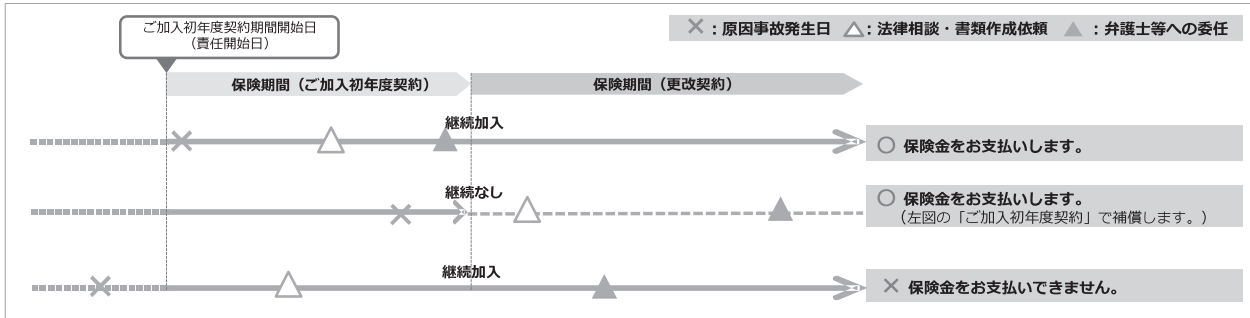
被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。弁護士費用総合補償特約の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者が提供します。(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注5) 弁護士費用総合補償特約の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
事故サポートセンター: 【受付時間】24時間365日 0120-727-110

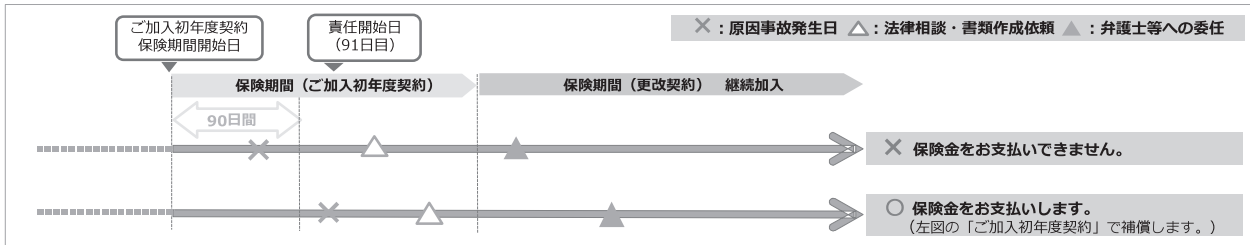
弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりませんが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、弁護士等への委任もしくは弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼とみなし、保険金が支払われる最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼が行われた時に一連の弁護士等への委任および弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始(原因事故発生日と保険期間との関係)(イメージ図)】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注)「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生して「トラブル」については、保険金をお支払いできません。

個人賠償責任補償

+ オプション

被保険者の範囲: ご家族の皆さま^(※)



「安心・安全」な日常生活をおくるためには、賠償事故の加害者となってしまったときの備えも不可欠です。

国内・国外補償

示談交渉サービス付
《日本国内で発生した事故のみ》

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたこと、国内で受託した財物を壊したことや線路への立入りで電車を運行不能にさせてしまったこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。自己負担額(免責金額)はありません。



(※)「ご家族の皆さま」とは次のとおりです。

- 1 被保険者本人
- 2 本人の配偶者
- 3 本人またはその配偶者の同居の親族
- 4 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- 5 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。
- 6 ②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

三大疾病診断保険金

+ オプション

三大疾病診断時に一時金として100万円をお支払いします。



三大疾病とは

三大疾病とは、
①がん②急性心筋こうそく③脳卒中のことを言います。

三大疾病診断保険金支払特約とは

被保険者が責任開始日以降の保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、三大疾病診断保険金額をお支払いします。
※ただし、保険金の支払事由の発生からその日を含めて1年以内に同一の支払事由に該当した場合は保険金をお支払いしません。

① 次のいずれかに該当した場合

- 初めてがんが確定診断された場合。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始からその日を含めて91日目以降に該当した場合にかぎります。
- 原発がんが治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定された場合。
- 原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたことと診断確定された場合。

② 急性心筋こうそくを発病し、入院を開始した場合

③ 脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病し、入院を開始した場合

(注) 保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み	この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、弁護士費用総合補償特約等をセットしたものです。													
保険契約者	京都市町村職員共済組合													
保険期間	令和5年10月1日午後4時から1年間となります。													
申込締切日	令和5年7月3日(月)													
引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等	引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。													
加入対象者	京都市町村職員共済組合の組合員(短期組合員の方については、適用対象外となります。)													
被保険者	組合員またはご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹)の方を被保険者としてご加入いただけます。(新規加入の場合、令和5年10月1日時点で満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。) ただし、弁護士費用補償の「離婚調停に関する紛争」「遺産分割調停に関する紛争」「借地または借家に関する紛争」含めるタイプ(L型)に加入される場合は未成年者を除きます。													
お支払方法	令和5年10月分給与から毎月控除となります。(12回払)													
お手続き方法	<p>下記のとおり必要書類にご記入のうえ、所属所のグループ保険制度担当課までご提出ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="text-align: center;">ご加入対象者</th> <th style="text-align: center;">お手続き方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">新規加入者の皆さま</td> <td>添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">既加入者の皆さま</td> <td>前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合</td> <td>書類のご提出は不要です。</td> </tr> <tr> <td>ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合</td> <td>前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」※をご提出いただけます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。</td> </tr> <tr> <td>継続加入を行わない場合</td> <td>継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。</td> </tr> </tbody> </table>		ご加入対象者	お手続き方法		新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。	既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」※をご提出いただけます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。
	ご加入対象者	お手続き方法												
	新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。												
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。												
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」※をご提出いただけます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。												
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。												
中途脱退	この保険から脱退(解約)される場合は、所属所のグループ保険制度担当課までご連絡ください。													
その他	団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。													
満期返れい金・契約者配当金	この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。													

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

【疾病保険特約】

被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>疾病入院 保険金</p>	<p>保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">疾病入院保険金の額= 疾病入院保険金日額 × 入院した日数</p>	
<p>疾病 手術 保険金</p>	<p>以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</p> <p>② 先進医療に該当する手術^(※2)</p> <p>③ 放射線治療に該当する診療行為</p> <p>手術(重大手術^(※3)以外)</p> <p><入院中に受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額= 疾病入院保険金日額 × 20(倍)</p> <p><外来で受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額= 疾病入院保険金日額 × 5(倍)</p> <p>重大手術^(※3)</p> <p>疾病手術保険金の額= 疾病入院保険金日額 × 40(倍)</p> <p>(注) 重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</p> <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。</p> <p>創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など</p> <p>(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。</p> <p>① 開頭手術(穿頭術を含みます。)</p> <p>② 悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。)</p> <p>③ 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術</p> <p>④ 四肢切断術(手指・足指を除きます。)</p> <p>⑤ 脊髄(せきずい)腫摘出術</p> <p>⑥ 日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p> <p>(2) 骨髄幹細胞採取手術^(※1) (※2)を受けた場合は、保険期間中に確認検査^(※3)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。</p> <p>(※2) ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。</p> <p>(※3) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p>	<p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>③ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故</p> <p>⑤ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑥ 傷害</p> <p>⑦ 妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。</p> <p>⑧ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※3)のないもの</p> <p>⑨ アルコール依存、薬物依存等の精神障害</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2) 「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p> <p>(※3) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病	<p>疾病手術 保険金</p> <p>(※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<p><前ページからの続きです。></p>
	<p>疾病退院後 通院保険金</p> <p>保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき30日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">疾病退院後通院保険金の額＝疾病退院後通院保険金日額 × 通院した日数</p>	

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

- ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

【傷害保険特約】

被保険者（保険の対象となる方）が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	<p>傷害入院 保険金</p> <p>保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">傷害入院保険金の額＝傷害入院保険金日額 × 入院した日数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 <p style="text-align: right;">など</p>
	<p>傷害手術 保険金</p> <p>保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1)</p> <p>②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <p>手術（重大手術^(※3)以外） <入院中に受けた手術の場合> 傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額 × 20（倍） <外来で受けた手術の場合> 傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額 × 5（倍）</p> <p>重大手術^(※3) 傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額 × 40（倍） （注）重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、拔牙手術</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりです。</p> <p>(※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術（穿頭術を含みます。） ②開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③四肢切断術（手指・足指を除きます。） ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾（すい）臓・腎（じん）臓（それぞれ、人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する移植手術にかぎりです。</p>	

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 傷害通院 保険金	<p>保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によるケガで通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院に対し、1事故につき90日を限度として、通院1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。ただし、傷害入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、傷害通院保険金をお支払いしません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{傷害通院保険金の額} = \text{傷害通院保険金日額} \times \text{通院した日数}$ </div> <p>(注1) 通院しない場合で、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた脊柱、肋骨、長管骨等の部位を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>(※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるのもをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等を含みません。</p> <p>(注2) 傷害通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して傷害通院保険金をお支払いしません。</p>	<p><前ページからの続きです。></p>

【その他特約】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病 疾病高度障害 保険金	<p>保険期間中に疾病を被りかつ所定の高度障害状態となり、回復の見込みがないことが明らかである場合において、その所定の高度障害状態となった日からその日を含めて30日を経過しかつ被保険者が生存しているとき、疾病高度障害保険金額をお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合、被保険者が所定の高度障害状態になった時からこの特約は効力を失います。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転または酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害など (※)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p>
疾病 疾病葬祭費用 保険金 (注)	<p>保険期間中に疾病を被りかつ死亡され、被保険者の親族の方が葬祭費用を負担された場合、疾病葬祭費用保険金額を限度として、その負担した費用をお支払いします。</p>	
疾病・ 傷害 先進医療等 費用保険金 (注)	<p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等(※1)を受けたことにより負担した先進医療(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>(※1) 先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など</p>

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】（続き）

【その他特約】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>疾病</p> <p>三大疾病診断 保険金</p>	<p>被保険者が責任開始日以降の保険期間中に次の①から③までのいずれかの支払事由に該当した場合、三大疾病診断保険金額をお支払いします。ただし、支払事由に該当した場合であっても、同一の支払事由に前回該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、保険金をお支払いしません。</p> <p>①次のいずれかに該当したこと。</p> <p>ア. 初めてがんが診断確定されたこと。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目以降に該当した場合にかぎりません。</p> <p>イ. 原発がん^(※)が、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたこと。</p> <p>ウ. 原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたこと。</p> <p>②急性心筋こうそくを発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。</p> <p>③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。</p> <p>(※)初年度契約からこの保険契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中にすでに診断確定されたがんをいいます。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)</p> <p>③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性</p> <p>④上記以外の放射線照射または放射能汚染など</p>
<p>弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)</p> <p>弁護士費用^(注)</p> <p>法律相談・書類作成費用保険金</p> <p>+ 弁護士費用保険金</p>	<p>被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下①から⑤までのいずれかに該当するトラブル^(※1)について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、以下①・②・⑤のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、①・⑤のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。</p> <p>①被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗取^(※2)にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。</p> <p>②借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。)に関するトラブルを含みません。</p> <p>③離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。 (注1)原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。 (注2)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>④遺産分割調停に関するトラブル 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分侵害額請求^(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。</p> <p>⑤人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめ、または嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注)警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりません。</p>	<p>【全トラブルに共通の事由】</p> <p>①故意、重大な過失または契約違反</p> <p>②自殺行為^(※)、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用</p> <p>④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑤地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑥国または公共団体の強制執行または即時強制</p> <p>⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、わずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。</p> <p>⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル</p> <p>⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由</p> <p>⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払います。</p> <p>⑪保険契約または共済契約に関する事由 ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 など</p> <p>(※)この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用 (注) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象 法律相談・書類作成費用保険金 + 弁護士費用保険金	保険金種類 弁護士費用保険金	お支払いする保険金の額 弁護士等への委任(※4)によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度します。 $\text{弁護士費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合} 10\%)$	【各トラブル固有の事由】 前記 ① に該当する場合 ⑫自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル ⑬医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑮薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ⑯身体美容または整形 前記 ①・②・⑤ に該当する場合 ⑰被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由 前記 ①・⑤ に該当する場合 ⑱環境汚染 ⑲環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特異に起因する事由 ⑳騒音、振動、悪臭、日照不足等 ㉑電磁波障害 前記 ③ に該当する場合 ㉒被保険者の行為に起因して発生したことが明らかと認められる齟齬騒音に関するトラブル など
	法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用(※4)の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度します。 $\text{法律相談・書類作成費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額} 1,000円$	

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

① 被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額

② 保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額

(※1) 日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。

(※2) 詐取、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。

(※3) 遺留分の侵害額請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。

(※4) 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、弁護士等への委任もしくは弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼とみなし、保険金が支払われる最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼が行われた時に一連の弁護士等への委任および弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみご補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(未成年の子の結婚等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">賠償責任 個人賠償責任 (国内外補償) (注)</p>	<p>日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありませぬ)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>② 被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>③ 日本国内で受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合</p> <p>④ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合</p> <p>(※1)この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <p>ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりませぬ)。ただし、本人に関する事故にかぎりませぬ。</p> <p>カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりませぬ)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりませぬ。</p> <p>なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(※2)次のものは「受託品」に含まれませぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・不動産 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 <p>(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的故障 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 <p>など</p> <p>(※1)次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</p> <p>(※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

● 特定疾病等対象外特約について

- ・告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
- ・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
- ・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の途中での削除はできません。
(削除できない場合の例)
○補償対象外とする疾病群が複数の場合 ○告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合 など
- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師(※)が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんを診断確定した時をいいます。 (※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
責任開始日(がん)	ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院責任期間(疾病)	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院(疾病)	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。 詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

用語のご説明（続き）		
用語	用語の定義	
原因事故	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。	
	トラブルの種類	原因事故の発生時
	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時
	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時（通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時）
	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時
	4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時
5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時	
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。	
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。	
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。	
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。	
弁護士等	弁護士または司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。	
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。	

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
 - (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
 - ＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
 - 告知される方（被保険者）がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況
 - (※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 - *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - *損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
 - (※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
 - ①特別な条件を付けずにご加入いただけます。
 - ②特別な条件付きでご加入いただけます（「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）」でご加入いただけます。）。
 - ③今回はご加入いただけません。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
 - 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。
- 告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【疾病保険特約・傷害保険特約】

- ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
- (注1)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。
- (注2)三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由については、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。
- (※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- (※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
- ご加入初年度の保険期間の開始日の前日までおよび、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日以内にがん診断確定されていた場合は、被保険者がその事実を知っていたまたは知らないにもかかわらず、三大疾病診断保険金支払特約は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目から5年を経過し、その期間内に被保険者ががん診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。
- がん診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過するより前である場合は、保険金をお支払いできません。また、一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件(「特定疾病等対象外特約」をセット)でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

【弁護士費用総合補償特約をセットする場合】

- ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3. ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎり、解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- <他の身体障害または疾病の影響>
●保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日に責任開始期が始まります。
- * 中途加入については、別途ご案内します。

【弁護士費用総合補償特約をセットする場合】

- 離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)、がん診断確定された日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- (注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
- なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

- 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、源泉徴収規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【疾病保険特約】

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。

また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

ご質問は、ご加入の代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約者等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【重複契約についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください。

もう一度
ご確認ください。



3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店 有限会社京都共済サービス

TEL: 075-255-8787 FAX: 075-255-8789
(営業時間: 平日 9時~12時、13時~17時)

〒604-0862
京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町229-2
第7長谷ビル9階

●引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

京都支店 法人支社

TEL: 075-252-1016 FAX: 075-283-0135
(営業時間: 平日 9時~17時)

〒604-8152
京都市中京区烏丸通錦小路上手洗水町671
損保ジャパンユニバース京都ビル4階

万一、事故にあわれたら

●事故が起きた場合は、ただちに所属所のグループ保険制度担当課備え付けの受付票に記入し、京都共済サービスへFAXしていただくか、損保ジャパン事故サポートセンターまでご連絡ください。受付票は京都共済サービスのHPIにも掲載しております。また、お電話でも承ります。

事故サポートセンター ◆おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】24時間365日

0120-727-110


保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

●損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター ◆おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日: 午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sompo.or.jp/)

 **0570-022808** (通話料有料)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のおしりを掲載していない商品もあります。)
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

◆新しく加入される方 記載例

…記入必須項目です。

※訂正をする場合は、訂正箇所を二重線で抹消し抹消線に重ねて告知者の訂正署名または訂正印が必要ですが、修正液や重ね書きでの訂正はできません。

ご記入ください。

京都府市町村職員共済組合 新・団体医療保険 / 所得補償保険 加入依頼書兼告知書

京都府市町村職員共済組合 組合員保険センター株式会社

所属者名 カカチで記入ください。

組合員証番号

加入月日 令和5年10月1日 午後4時より
令和6年01月1日 午後4時まで

告知者名 組合員様のご署名(リネーA4用)をお願いします。

組合員様自らがご記入ください。
組合員ご本人様以外のご家族の方が加入される場合は、加入されるご家族に代わって、組合員ご本人様にご加入されるご家族の健康状態をご確認のうえ、ご記入ください。

ご署名またはご捺印ください。

検査検査者名(カ) 二記入不要です。

カカチでご記入ください。

性別 男 年齢 57歳 誕生日 5年4月25日 30歳未満

基本プラン	充実プラン	オアシス補償	月払
11型	12型	13型	14型
15型	16型	17型	18型
19型	20型	21型	22型
23型	24型	25型	26型
27型	28型	29型	30型
31型	32型	33型	34型
35型	36型	37型	38型
39型	40型	41型	42型
43型	44型	45型	46型
47型	48型	49型	50型
51型	52型	53型	54型
55型	56型	57型	58型
59型	60型	61型	62型
63型	64型	65型	66型
67型	68型	69型	70型
71型	72型	73型	74型
75型	76型	77型	78型
79型	80型	81型	82型
83型	84型	85型	86型
87型	88型	89型	90型
91型	92型	93型	94型
95型	96型	97型	98型
99型	100型		

ご希望のプランに○をつけ、月額保険料を記入してください。

1,830 140 680 2,660

お申込内容

加入型 1,100円 700円

健康告知欄

※ページの裏面事項についてお答えください

コード E 高血圧症

組合員の配偶者が被保険者になられるときのみ、ご記入ください。

組合員以外の方が被保険者になられるときのみ、ご記入ください。

合計保険料をご記入ください。

2,660

※ 加入にあたり組合員・配偶者以外の加入が2名以上ある場合は、所属所グループ保険制度担当課へ加入依頼書を追加でご請求ください。

◆告知について

下記ページにある「質問事項を教えてください」正しく告知をお願いします。

質問(1)(2)(3)について、

- (注1)「医師の診断、検査、治療または投薬」には、入院(※1)・手術(※2)・投薬をすすめられること、日常の生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることを含みます。
 - また、がん(※3)と診断されることを含みます。
 - (※1) 検査入院、日帰り入院や教育入院を含みます。
 - (※2) 「内視鏡手術」、「レーザー手術」、「悪性新生物温熱療法」、「衝撃波による体内結石破砕術」、「フレイバーソフトまたは血管、ノズルカテーテルによる脳・咽頭・胸・腹部臓器等手術」、「新生物根治放射線照射」等を含みます。
 - (※3) 悪性新生物をいひ、「上皮内新生物」、「肉腫」、「白血病」、「悪性リンパ腫」などの悪性しゅゆうを含みます。
- (注2) 健康診断・がん検診・人間ドック(以下「健康診断等」といいます。)を受けた場合
- ① 「健康診断等」で異常(要経過観察・要再検査・要精密検査・要治療を含みます。)を指摘されている場合は、医師の診察を受けたのち、具体的な疾病・症状を告知してください。
 - ② 再検査・精密検査の結果異常がなかった場合については、本質問事項を「いいえ」とご回答ください。

◆変更・脱退される方 加入申込書記載例

ご記入ください。

京都府市町村職員共済組合 加入申込書
 所帯種償保険 新・団体医療保険

氏名 山田 太郎
 住所 京都府京都市中京区東塩小路1-1-1
 生年月日 1980年10月1日
 性別 男
 職名 京都府職員
 所属 京都府庁
 加入希望月 2024年10月

ご署名(フルネームサイン) またはご捺印ください。

住所の記入は不要です。

脱退する方は○印のうえこちらにご捺印ください。

変更がある箇所は2重線をひき、正しい情報を記入してください。
 ・保険金額を増額される方
 ・特約を追加される方
 ※新たに、ご家族が加入される場合のご家族の方(加入される方の告知が必要です)

告知日をご記入し、被保険者本人がご署名、ご捺印ください。

※訂正をする場合は、訂正箇所を二重線で抹消し抹消線に重ねて告知者の訂正署名または訂正印が必要です。修正液や重ね書きでの訂正はできません。

◆変更される方 告知書記載例

告知日をご記入し、被保険者本人がご署名、ご捺印ください。

※訂正をする場合は、訂正箇所を二重線で抹消し抹消線に重ねて告知者の訂正署名または訂正印が必要です。修正液や重ね書きでの訂正はできません。

告知日をご記入し、被保険者本人がご署名、ご捺印ください。

告知日 2024年10月1日

告知者 山田 太郎

告知内容
 1. 保険金額を増額する
 2. 特約を追加する
 3. 家族が加入する

告知者ご署名 山田 太郎

告知者ご捺印

告知者ご署名欄に訂正印を捺印してください。

告知者ご捺印欄に訂正印を捺印してください。

告知者ご署名欄に訂正印を捺印してください。

告知者ご捺印欄に訂正印を捺印してください。

よくあるQ&Aについて

Q 1. 加入コースはどうやって決めればよいですか？

- A. 新・団体医療保険制度では皆さまのニーズにあった補償をご提供できるように豊富なラインナップ（型）をご用意しております。
- 基本プラン（J 1～4 型）：病気やケガによる入院・手術・先進医療に備えるための補償です。
 - 充実プラン（J 5～8 型）：上記に加えて通院（病気の場合は継続して4日を超えて入院した後の通院）・疾病葬祭費用・疾病高度障害に備えるための補償です。

以上、8プランから選択することができます。また、下記オプション特約をご用意しています。

- 三大疾病診断保険金支払特約（S型）：がん、急性心筋こうそく、脳卒中に備える一時金です。
- 個人賠償責任補償特約（Z型）：日常生活の中で、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等による法律上の損害賠償責任に備えるための補償です。自転車事故等による賠償責任も補償の対象です。
- 弁護士費用総合補償特約（L型）：被保険者が以下の5つの法的トラブルについて、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合に負担する費用（弁護士費用、法律相談・書類作成費用）に対して保険金が支払われます。
①人格権侵害 ②被害事故 ③借地・借家 ④遺産分割調停 ⑤離婚調停

Q 2. 被保険者（保険の対象となる方）の範囲を教えてください。

- A. 京都市府市町村職員共済組合の組合員の方、またはその配偶者、子供、両親、兄弟姉妹の方を被保険者としてご加入いただけます。ご家族の方が加入する場合、本人の加入の有無は問いません。

ただし、弁護士費用補償の「離婚調停に関する紛争」「遺産分割調停に関する紛争」「借地または借家に関する紛争」を含めるタイプ（L型）に加入される場合は未成年者を除きます。

Q 3. 家族が被保険者となる場合の保険料はどの区分になりますか？

- A. 被保険者（保険の対象となる方）の令和5年10月1日時点の満年齢による保険料区分となります。

Q 4. 新・団体医療保険に単独で加入することは可能ですか？

- A. 本保険は単独で加入することが可能です。上記Q2に記載のとおり、ご家族の方（配偶者、子供、両親、兄弟、姉妹）のみの加入も可能です。

Q 5. 保険料は毎年変更になりますか？

- A. ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険開始日時点（毎年10月1日）の満年齢による保険料となります。保険料の区分は被保険者の年齢により5歳刻みとなっています。

Q 6. 保険料控除の対象となりますか？

- A. 本制度の保険料は、介護医療保険料控除の対象となります。ただし、個人賠償責任補償特約、疾病葬祭費用補償特約、弁護士費用補償特約保険料を除きます。（令和5年1月現在）